

計算書類に対する注記

- 1、 継続事業の前提に関する注記
該当なし
- 2、 重要な会計方針
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
 - ②固定資産の減価償却の方法定額法により減価償却を実施
建物並びに器具什器日及び備品の、ソフトウェア一定額法
 - ③引当金の計上基準
大分県社会福祉協議会の退職共済制度掛金累計額を計上
- 3、 重要な会計方針の変更
平成26年4月1日より新会計福祉法人会計基準を採用
- 4、 法人で採用する退職給付制度
 - ①大分県社会福祉協議会の退職共済制度
 - ②独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度
- 5、 法人が作成する計算書類、拠点区分、サービス区分
作成計算書類は以下のとおり
 - ①法人全体の計算書類
(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
 - ②事業区分別内訳表
拠点区分が1つのため作成しない
 - ③社会福祉事業における拠点区分別内訳表
(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
 - ④公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表
拠点区分に計上すべき事業を実施していないため作成しない
 - ⑤各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - 1、法人本部拠点区分
 - 2、安岐中央こども園拠点区分
 - 3、安岐中央小学校放課後児童クラブ拠点区分
 - ⑥拠点区分が作成する計算書類
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(会計基準別紙3⑩)
- 6、 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	123,608,729	0	4,897,463	118,711,266
定期預金	59,153,000	19,000,000	0	78,153,000
合計	123,608,729	0	4,897,463	118,711,266

- 7、 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等

特別積立金の取崩し
該当なし

8、担保に供している資産
該当なし

9、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は、以下の通り (単位：円)

	取得価額	減価償却累計	当期末残高
附属建物	1,965,600	273,000	1,692,600
構築物器具	18,519,066	9,534,184	8,984,882
器具及び備品	8,885,755	5,974,893	2,910,862
ソフトウェア	2,288,400	732,180	1,556,220

10、債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

11、満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12、関係当事者との取引の内容
該当なし

13、重要な偶発債務
該当なし

14、重要な後発事象
該当なし

15、その他社会福祉法人の資産収支及び純資産の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし